

令和元年度 第5回 飯塚市子ども・子育て会議次第

日 時 令和元年10月25日(金) 午前10時00分  
場 所 飯塚市役所2階 多目的ホール

1 開 会

2 議 事

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 第5章について(資料1,2)

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画 第4章について(量の見込み)  
(資料3,4)

(3) その他

## 2. 児童虐待の防止

### 〔1〕関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童連絡協議会」を設置しており、今後も、代表者会議・専門部会・実務者会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

相談体制については、家庭児童相談員が、子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めることとされました。本市においても、令和4年度までの設置に向けて整備を進めます。

追加

### 〔2〕虐待の発生予防と早期発見・対応

平成30年に制定した「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報・啓発活動を行うとともに、子どもの安全を確保するため、関係機関と連携しながら情報提供及び支援を行います。

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため講演会開催や街頭啓発に取り組むとともに、病院、児童委員やNPO、ボランティア等の地域の関係団体が児童虐待を早期に発見し、子どもに対し必要な保護・支援、保護者に対して必要な指導・支援を行うことができるよう、研修等をとおして資質の向上を図ります。

第5章 具体的事業(修正案)

【資料2】

第2期 事業 No	事業の名称 (修正前)	事業の名称 (修正後)	事業内容と今後の方針 (修正前)	事業内容と今後の方針 (修正後)	所管課	進捗 管理
1	利用者支援事業	修正なし	【第4章-3-[8] 参照】	修正なし	子育て支援課	○
2	乳児院の活用	乳児院の設置・活用	児童虐待や家庭問題の事情等により家庭での養育が難しい乳児等を入院させて、養育し、又その他の援助を行うことを目的とする乳児院が、現在、飯塚・嘉麻地区にないことから、近隣にある乳児院との連携を維持しながら、積極的な活用を図っていきます。	児童虐待や家庭問題の事情等により家庭での養育が難しい乳児等を入院させて、養育し、又その他の援助を行うことを目的とする乳児院の誘致を検討します。が、現在、飯塚・嘉麻地区に乳児院がないことから、近隣にある乳児院との連携を維持しながら、積極的な活用を図っていきます。	子育て支援課	○
3	家庭児童相談	修正なし	家庭児童相談室において、家庭や社会における人間関係や児童養育上の相談に応じ、助言・指導を行っています。養育上の問題や児童虐待、家族関係等に関する相談に対応していますが、相談件数は増加、複雑化しています。このため、家庭児童相談員と保健師をはじめとする庁内関係者間の連携や関係機関との連携を強化し、情報共有と迅速な対応に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
4	飯塚市要保護児童連絡協議会	修正なし	飯塚市要保護児童連絡協議会を設置し、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。今後も実務者会議・部会・代表者会議を継続して開催し、各関係機関が連携して要保護児童等の早期発見、早期対応等に努めます。また、代表者会議・部会・実務者会議によりきめ細やかに対応するための体制づくりを図るとともに、必要に応じて会議の開催回数の増加や協議会を構成する関係機関の追加を行うなど、取組の強化を図ります。	修正なし	子育て支援課	○

5	要保護児童援護の実施	修正なし	被虐待児等の要保護児童等への援護対策として、家庭児童相談員による地域・関係機関への働きかけ、児童相談所への連絡、家庭訪問による助言等を行っており、実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携を図っています。今後も家庭児童相談室を中心に、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等に対応するとともに、困難事例等については、要保護児童連絡協議会で協議しながら対応に努めます。	修正なし	子育て支援課	
6	子ども家庭総合支援拠点事業	修正なし	令和4年度までの設置に向けた整備を実施します。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行います。	修正なし	子育て支援課	○
7	母子健康手帳交付	修正なし	妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する「母子健康手帳」を、保健センターで交付するとともに、交付時に妊婦の状況に応じた相談・指導や情報提供に努め、支援が必要な妊婦には訪問等を通して継続的な支援に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
8	乳幼児健康診査	修正なし	乳幼児の成長・発達に重要な月齢である4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を実施しています。身体計測、医師・歯科医師の診察などにより、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や育児に関する相談を行っています。また、訪問等により未受診者の把握と受診勧奨に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
9	新生児訪問指導・妊産婦訪問指導・乳幼児訪問指導	新生児訪問指導・妊産婦訪問指導・乳幼児訪問指導・未熟児訪問指導	出生連絡票や妊婦健診受診票から把握されたケース、また乳幼児健診などで要フォローとされたケースに対して訪問し、家庭状況や生活状況の把握を行うとともに、子育て支援を実施しています。また要保護支援家庭として把握されているケースには子育て支援課と同伴訪問を行います。新生児訪問については必要に応じ助産師会に委託し、産後の母親の状態や母乳管理等についてより適切な指導を実施しています。内容の充実を図るため、保健師等の資質向上に努めます。	出生連絡票や妊婦健診受診票などから把握された妊産婦や乳児、また乳幼児健診などで要フォローとされた対象者に対して訪問し、児の発育発達、栄養、疾病予防、育児状況、家庭状況や生活状況の把握を行うとともに、子育て支援を実施しています。また支援の必要なご家庭には、子育て支援課の家庭児童相談員と同伴訪問を行います。新生児訪問については、必要に応じ助産師会に委託し、産後の母親の状態や母乳管理等についてより適切な指導を実施しています。未熟児訪問については低出生体重児の届出や病院からの情報提供をもとに連携を図りながら保健師が実施しております。内容の充実を図るため、保健師等の資質向上に努めます。	健幸・スポーツ課	○

10	予防接種	修正なし	「予防接種法」に基づき予防接種を実施しています【個別接種：小児肺炎球菌、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、四種混合、水痘、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合ワクチン）、BCG、】。引き続き、接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
11	電話健康相談	修正なし	保健センター等で、子育てに関する相談や妊産婦の食事や授乳、離乳食・幼児食などの栄養に関する相談に随時対応し、助言・指導を行っています。引き続き、広報を行い、随時の電話相談に十分対応できるよう体制整備に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	
12	健康育児の相談	修正なし	地域の会場等において、乳幼児の発育や発達に不安のある保護者を対象に、計測・発達チェック・個別の育児・栄養相談及び指導等を実施しています（月2回）。健診のフォロー体制の一環として内容の充実に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
13	出産子育て事業	修正なし	妊娠・出産に対する正しい知識を提供するとともに、親同士の仲間づくりの場の提供、また、子育ての負担・不安を軽減させ、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、「マタニティ教室」と「両親学級」を実施しています。参加者増をめざし、事業の広報・啓発の強化および内容の充実に取り組みます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
14	離乳食教室	修正なし	離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の不安を軽減し、子どもの発達にあった離乳食を進められるよう支援を行っています。参加者増をめざし、事業の広報・啓発の強化および実施体制の確保に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
15	育児相談	修正なし	地域子育て支援センターにおいて、保健師等による身長・体重測定、育児相談等を行い、保護者の子育て不安の解消・支援に努めています。保健センターと各地域子育て支援センターとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○

16	産前・産後生活支援事業	修正なし	産前・産後に家事や子育てが困難な家庭をヘルパー等が訪問し、身の回りの世話や子育ての支援を行っています。 産前・産後の家事や子育ての援助を行い、子どもを生き育てやすい環境づくりを図るために、広報等を活用したさらなる事業の周知と利用促進に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
17	里親制度の普及・啓発（県事業）	修正なし	家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度です（県事業）。市報等を活用し、里親制度の普及・啓発に努めます。	修正なし	子育て支援課	
18	子育て短期支援事業	修正なし	【第4章-3-[3]参照】	修正なし	子育て支援課	○
19	乳児家庭全戸訪問事業	修正なし	【第4章-3-[10]参照】	修正なし	子育て支援課	○
20	養育支援訪問事業	修正なし	【第4章-3-[11]参照】	修正なし	子育て支援課	○
21	市営住宅への優先入居	修正なし	空家発生時に入居募集を実施していますが、母子家庭の場合は、母子向住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。	空家発生時に入居募集を実施していますが、母子家庭の場合は、母子向住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。 <b>今後、ひとり親家庭向けの住宅の確保について検討します。</b>	住宅政策課	○
22	母子生活支援施設への入所措置	修正なし	配偶者のない女子等で生活上の問題で児童の養育が十分にできないときに、児童とともに母子生活支援施設に入所させて保護し、生活や教育、就職等についての援護支援を行っています。母子・父子自立支援員を配置し、施設と連携を図りながら適切な入所措置を講じます。また、入所後においても、早期自立に向けての相談や支援を継続して実施します。	配偶者のない女子等で生活上の問題で児童の養育が十分にできないときに、児童とともに母子生活支援施設に入所させて保護し、生活や教育、就職等についての援護支援を行っています。母子・父子自立支援員を配置し、施設と連携を図りながら適切な入所措置を講じます。また、入所後においても、早期自立に向けての相談や支援を継続して実施します。	子育て支援課	○
23	ひとり親家庭自立支援	修正なし	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立及び就業支援に関する相談に対応しています。自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付、自立支援プログラムの策定等により、職業能力の向上や就業支援を行っています。今後も、就労支援をはじめとしたひとり親家庭等に対する各種支援に関する情報収集・提供に努めるとともに、関係機関等との連携を強化しながら、ひとり親家庭等の自立促進に努めます。	修正なし	子育て支援課	○

24	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修正なし	疾病等のために一時的に生活支援を必要としているひとり親家庭等に対して、生活支援員等を派遣し、日常生活の援助や子育て支援を行っています。日常生活の援助や子育て支援をする事業として、引き続き広報等を利用した、事業の周知を図り利用促進に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
25	母子寡婦福祉会の育成	修正なし	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯が相互に協力しあい、行事や研修等を通して親睦と生活の向上を図っています。今後も、母子寡婦福祉会からの相談対応や、活動の活性化を図るための支援を行っていきます。	修正なし	子育て支援課	
26	児童扶養手当	修正なし	ひとり親家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています。また、受給から5年を経過した人等は支給額の2分の1が支給停止となる場合があるため、適用除外(就業、求職活動をしている等)の届出書提出の勧奨に努めます。	修正なし	子育て支援課	
27	母子・父子、寡婦福祉資金の活用(県事業)	修正なし	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に対して、修学、修業及び就職等にかかる資金を貸し付けるものです(県事業)。今後も県との連携を図りながら、資金貸付等に関する相談に対応し、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に努めます。	修正なし	子育て支援課	
28	ひとり親家庭等医療費助成事業	修正なし	母子・父子家庭および父母のない児童の保護者等の心身の健康の向上を図るため、医療費の助成を行います。	母子・父子家庭および父母のない児童の保護者等の心身の健康の向上を図るため、医療費の一部助成を行います。	医療保険課	○
29	児童クラブの利用料の減免	修正なし	母子・父子家庭等の児童クラブ利用料の減免を行っています。保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりが必要であることから、利用者世帯の経済状況に応じた減免施策を検討しながら、継続して実施するとともに、制度の周知活動の強化を図ります。	修正なし	学校教育課	○

30	要観察幼児への対応	修正なし	保育所・幼稚園・こども園では障がいのある幼児等、要観察児の日常の様子を保護者へ連絡し、子育ての支援を行っています。今後も関係機関と連携して、保育所・幼稚園・こども園での障がい児の受け入れ及び適切な指導・支援を図るとともに、発達障がいのある幼児の早期発見・早期支援等の推進に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
31	妊婦に対する健康診査	修正なし	【第4章-3-[9]参照】	修正なし	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	乳幼児健康診査	修正なし	【再掲No.8】	修正なし	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	出産子育て事業	修正なし	【再掲No.13】	修正なし	健幸・スポーツ課	○
32	母親学級 ※削除	修正なし	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間作りの場を提供します。 ※削除 (No.13「出産子育て事業」に統合) 「母親学級」=「マタニティ教室」	修正なし	健幸・スポーツ課	
33	両親学級 ※削除	修正なし	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。 ※削除 (No.13「出産子育て事業」に統合)	修正なし	健幸・スポーツ課	
34	育成指導事業(個別)	修正なし	発達に不安がある児童の保護者等を対象に、育児、ことば、運動等の専門家による個別での相談・支援を行っています。また、相談件数が増加しているため、保育所・幼稚園・こども園との連携や集団事業の充実等により、個別事業の補完に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
35	育成指導事業(集団)	修正なし	2~3歳前後の子どもとその保護者との関わりを「あそび」という実践を通して見出したり、今後考えられる子育て上の問題を事前に把握し対処する目的で開催しています。作業療法士という専門スタッフの指導のもと、実践しています。また、8か月児健康診査に、健診会場にて作業療法士のアドバイスを実施しています。保健師等の従事スタッフの専門知識の習得と資質向上に努めます。	2~3歳前後の子どもとその保護者との関わりを「あそび」という実践を通して見出したり、今後考えられる子育て上の問題を事前に把握し対処する目的で作業療法士の指導のもと、従事スタッフに保育士と保健師をおいて開催しています。作業療法士という専門スタッフの指導のもと、実践しています。また、8か月児健康診査時に、健診会場にて作業療法士のアドバイスを実施しています。保健師等の従事スタッフの専門知識の習得と資質向上に努めます。	健幸・スポーツ課	○



36	育成指導事業（巡回相談）	修正なし	保育所・幼稚園・こども園を保健師と臨床心理士等で巡回し、支援の必要な乳幼児の早期発見及び相談・支援を行うものです。その後、必要に応じ、個別相談を実施し、就学に向けての支援も実施します。 また、本事業を通じて、保育所・幼稚園・こども園との連携を密にし、支援が必要な乳幼児に関する情報共有や相談・支援の充実に努めます。	修正なし	健幸・スポーツ課	○
37	訪問指導	修正なし	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	修正なし	健幸・スポーツ課	
38	児童発達支援センター等との連携	修正なし	保育所の巡回相談事業などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設と児の情報共有や支援の連携を行います。	保育所・幼稚園・こども園の育成指導事業（巡回相談）などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設やその他関係機関と児の情報共有や支援の連携を行います。	健幸・スポーツ課	
（再掲）	家庭児童相談	修正なし	【再掲No.3】	修正なし	子育て支援課	○
39	赤ちゃんすくすく元気訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	修正なし	【第4章-3-[10]参照】【第4章-3-[11]参照】	修正なし	子育て支援課	○
40	障がい児保育事業	修正なし	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を実施しています。今後もすべての保育所・こども園で受け入れを行うとともに、公立園への受け入れ勧奨を行っています。また、関係各課（子育て支援課、健幸・スポーツ課）が連携し、発達が気になる子ども等に対する専門家から指導・助言を踏まえた支援を行うなど、サービスの充実に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
41	地域子育て支援拠点事業	修正なし	【第4章-3-[4]参照】	修正なし	子育て支援課	○

42	障がい児通所支援事業	修正なし	障がい児に対して、通所による日常生活動作及び運動機能等に関する訓練や、保育所・幼稚園・こども園への訪問による集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
43	就学相談事業	修正なし	心身に障がいがある児童生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、心身障がい児（生）就学指導委員会を組織し、医師等の専門家の意見を聞きながら、適切な就学相談・指導を行っています。障がいがあるすべての児童生徒が、その特性やニーズに応じた教育を受けられるよう、小・中学校や保育所・幼稚園・こども園との連携強化に努めます。	修正なし	学校教育課	○
44	特別支援学級の設置	修正なし	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	修正なし	学校教育課	
45	特別支援教育サポート事業	修正なし	小・中学校の通常の学級に在籍し、発達障がい等のために特別な教育的支援を要する児童生徒の支援のため特別支援教育支援員の配置を行っています。また、研修会等を開催し、市民の特別支援教育に対する理解促進に努めます。	修正なし	学校教育課	○
46	特別支援学級就学奨励	修正なし	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費を支給しています。特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。	修正なし	教育総務課	○
47	各種教育相談	修正なし	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	修正なし	学校教育課	

48	児童の発達に関する巡回相談・支援事業	修正なし	発達障がいの可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、相談体制を構築します。飯塚市立小学校19校に在籍する児童の保護者及び教職員を対象に、カウンセラーやビジョントレーナー等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備します。	発達障がいの可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、相談体制を構築します。飯塚市立小学校19校に在籍する児童の保護者及び教職員を対象に、カウンセラーやビジョントレーナー(※注)等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備します。 ※注…学習や生活で必要な視覚機能のトレーニング法の知識を教える人	学校教育課	○
49	児童クラブへの障がい児の受け入れ	修正なし	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては指導員の加配を考慮しながら、継続して実施します。	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては指導員の加配を行い、継続して実施します。	教育総務課 学校教育課	○
50	特別児童扶養手当(県事業)	修正なし	心身に障がいを持つ20歳未満の児童の養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています(県事業)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	修正なし	子育て支援課	
51	障がい児福祉手当	修正なし	20歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、障がい児福祉手当を支給しています(法定給付のため、国基準に基づき支給)。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
52	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供	修正なし	障がい者ガイドブックや障がい児ガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。	障がい者ガイドブックや障がい児のためのスペシャルサポートガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。	社会・障がい者福祉課	

53	重度障がい者医療費助成事業	修正なし	重度障がい者・精神障がい者の疾病の早期発見・治療の促進を図るため、医療費の一部を助成しています。	重度障がい者・精神障がい者の疾病の早期発見・治療の促進を図るため、医療費の <b>一部</b> を助成を <b>して</b> 行います。	医療保険課	○
54	療育講座	修正なし	障がい児の療育推進のため、家族の抱える問題や悩み等に関する療育講座の実施について、市報等での周知や関係団体への連絡等により、参加促進を図ります。	修正なし	社会・障がい者福祉課	○
55	主に障がい児を対象とした相談窓口の設置	修正なし	発達障がいを含む障がい児に関するさまざまな相談に対応し、必要な情報提供や助言・指導、障がい福祉サービス等の利用援助等を行っています。今後も、相談窓口を周知することによって、子どもの障がいの早期発見につなげるとともに、相談を通じて障がいのある子どもに必要な支援に結びつけられるよう、関係機関との連携強化を図ります。	修正なし	社会・障がい者福祉課	○
56	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ※障がい福祉計画より	修正なし	平成29年度に自立支援ネットワークによる医療的ケア（家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為）を必要とする子どもの地域支援に関する意見交換会を実施したところであり、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。	平成29年度 <b>から</b> 自立支援ネットワークによる医療的ケア（家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為）を必要とする子どもの地域支援に関する意見交換会を実施 <b>しており</b> 、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。	社会・障がい者福祉課	
57	居宅介護（ホームヘルプ）	修正なし	在宅の障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等の必要な便宜を提供するサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
58	短期入所（ショートステイ）	修正なし	介護者の疾病等のために、障がい児が一時的に介護を受けることができない場合等に、障がい児を施設で一定期間預かるものです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	修正なし	社会・障がい者福祉課	

59	日中一時支援事業	修正なし	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図るサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
60	ふれあいスクーリング	修正なし	夏休み期間中に、小学生から高校生までの障がい児を対象としてスポーツやレクリエーション活動を実施しています。スクーリングを通じて障がい児の社会参加を促進するとともに、学生ボランティアの人材育成を図ります。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
61	あすなるキャンプ	修正なし	障がい児とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。	障がい児者とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児者が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。	社会・障がい者福祉課	
62	さわやかスポーツ大会	修正なし	サン・アビリティーズいいつかにおいて、障がい者・障がい児及びボランティアの参加によるスポーツ大会を実施しています。障がいのある人のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
63	サン・アビリティーズいいつかの屋内プールの活用	修正なし	夏休み期間中、屋内プールを開放しており、水曜日と金曜日は障がい者専用利用日としています。障がい児のプール利用を促進するとともに、障がいのある人となない人との交流の場としての活用を図ります。	修正なし	社会・障がい者福祉課	
64	障がい者週間を活用した啓発事業	修正なし	障害者基本法に定める「障がい者週間」（12月3日から12月9日）において、市民の障がい者福祉に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加意欲を高める事を目的として、市報への特集記事掲載や市庁舎における懸垂幕設置等の取り組みを行っています。市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及など明確なテーマを設定した啓発に努めます。また、サン・アビリティーズいいつか等において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	修正なし	社会・障がい者福祉課	

65	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 ※男女参画プランより	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発 ※第2次飯塚市男女共同参画プランより	男性の長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。また、事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。さらに、事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	修正なし	男女共同参画推進課 商工観光課
66	職業相談の活用促進	修正なし	女性の就業機会の確保を図るため、ハローワーク等と連携して職業相談についての啓発に努めています。ハローワークや労働者支援事務所（労働福祉事務所）等の県の関連機関等と連携して推進に努めます。	修正なし	商工観光課
67	育児休業制度などの普及・促進	修正なし	事業主等に対して、育児休業等の両立支援制度の普及啓発を行い、制度の活用促進を図っています。国・県等と連携して推進に努めます。	修正なし	商工観光課
68	労働時間短縮の促進	修正なし	労働時間の短縮を促進するため、市報等での広報やリーフレット配布等での普及啓発に努めています（完全週休2日制や年次有給休暇完全取得の促進、連続休暇取得の定着、所定外労働時間の削減等）。国・県等と連携して推進に努めます。	修正なし	商工観光課
69	多様な勤務形態の導入	修正なし	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。	修正なし	商工観光課
70	男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催	修正なし	男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を図るため、講座や研修会等を開催しています。男女共同参画の視点から、次世代育成支援に必要な講座等の開催、及び情報提供等を行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。	修正なし	男女共同参画推進課

71	一般事業主行動計画に関する情報提供	修正なし	次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行うものです。平成23年度より従業員101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供と策定支援に努めます。	修正なし	子育て支援課 商工観光課	
72	病児保育事業	修正なし	【第4章-3-[6]参照】	修正なし	子育て支援課	○
72	幼児教育アドバイザーの育成・配置	修正なし	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を推進します。	修正なし	子育て支援課	○
74	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	修正なし	外国につながる子育て世帯が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各種子育て支援情報に関するホームページや情報紙の多言語化を推進します。	修正なし	子育て支援課 国際政策課	○
75	外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援	修正なし	各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮に関する研修の実施など、外国につながる幼児の受け入れ体制整備に向けた事業者や幼稚園教諭・保育士等への支援の実施に向けて協議・検討します。	修正なし	子育て支援課 国際政策課	○
76	家庭支援推進保育事業	修正なし	保育所・こども園において、人権を大切にする心を育てる保育を推進しています。基本的な生活習慣づくり等の家庭環境に対する配慮等を要する児童に対して、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図っています。	修正なし	子育て支援課	○

77	庄内生活体験学校 通学合宿・生活体 験合宿事業	修正なし	<p>通学合宿：庄内小学校の児童を対象に通学しながら集団生活体験（6泊7日）を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話（ヤギ・ウサギ）、農耕作業（野菜作り・収穫・堆肥作り）等を体験し、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、子どもたちの自立と自律を育みます。</p> <p>生活体験合宿：庄内小学校区以外の子どもたちを対象に通学合宿の「学校への通学」を除いた生活体験合宿（事前研修1日、1泊2日）で、市内の小学校児童を対象として実施しています。指定管理者と協議しながら、庄内生活体験学校の目的である子どもの「自律」と「自立」のため、事業の充実を図るとともに、市内の既存施設を利用して通学合宿が企画・実行されるように支援を行ったり、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。</p>	<p>通学合宿：庄内小学校の児童を対象に通学しながら集団生活体験（6泊7日）を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話（ヤギ・ウサギ）、農耕作業（野菜作り・収穫・堆肥作り）等を体験し、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、子どもたちの「自立」と「自律」を育みます。</p> <p>生活体験合宿：庄内小学校区以外の子どもたちを対象に通学合宿の「学校への通学」を除いた生活体験合宿（事前研修1日、1泊2日）で、市内の小学校児童を対象として実施しています。指定管理者と協議しながら、庄内生活体験学校の目的である子どもの「自律自立」と「自立自律」のため、事業の充実を図るとともに、市内の既存施設を利用して通学合宿が企画・実行されるように支援を行ったり、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。</p>	生涯学習課	○
78	人権・同和教育推 進事業	修正なし	<p>すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざして、家庭や学校、地域などのあらゆる場において人権・同和教育を推進する事業であり、小・中学校における人権教育の推進を図っています。人権・同和教育担当者対象研修会を毎月1回開催し、人権教育に対する認識を高め、各学校にその内容を広めることで、全体的な人権・同和教育の推進を図ります。</p>	修正なし	学校教育課	○
79	情報モラル教育の 推進	修正なし	<p>インターネット・携帯電話等での誹謗中傷やトラブル等、インターネット上の違法・有害情報の問題を踏まえ、小・中学校でインターネット等の正しい利用方法・マナーに関する情報モラル教育を推進するものです。今後、各小・中学校において、パソコン授業のはじめに、インターネット・携帯電話等の正しい利用方法・マナーを指導するとともに、専門家を講師として招聘し情報モラル教育を実施します。また、教育委員会主催のコンピュータ講座においても、情報モラル教育についての研修会を実施します。</p>	修正なし	学校教育課	○



80	情報モラル向上のための保護者への啓発推進	修正なし	保育所・幼稚園・こども園の保護者に対して、園だより等を活用したり、講習会等のチラシを配付するなど広報を行うことで、情報モラルの向上を図ります。	修正なし	子育て支援課	○
81	食育事業	修正なし	若い世代への食育推進活動の一環として、早期からの健全な食習慣を定着させ、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための食育支援事業です。市内公私立保育園（所）、こども園、幼稚園、子育て支援センター、学校PTAなどへの出前講座や食生活改善推進会と共同で親子、学童、若年層への料理教室を実施しています。	修正なし	健幸・スポーツ課	
82	保育所・幼稚園・こども園での食育の推進	修正なし	保育所・幼稚園・こども園において、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を図るため、野菜の栽培などの活動を通して食育の推進を図っています。今後も取組を推進するとともに、保護者に対する食育の啓発にも努めます。	修正なし	子育て支援課	
83	学校給食	修正なし	児童生徒に栄養バランスのとれた完全給食を安定的に提供することにより、健康増進や体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の定着を図るため、学校教育の一貫として実施しています（飯塚市立小・中学校全校）。食材には地場産農産物を積極的に使用し、食に関する指導の教材として活用しています。今後も児童生徒への食に関する指導について学校と連携して取り組み、学校給食を通じた食育の積極的な推進に努めます。また、食育や地産地消の観点から、地場産農産物の積極的な活用に努めます。	修正なし	学校給食課	
84	薬物乱用防止の啓発	修正なし	覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物乱用防止のため、小・中学校において薬物乱用防止教育を計画的に実施しているほか、少年相談センター広報車や市報等による啓発を行っています。警察、薬剤師会等の関係機関と連携して、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止学習における外部講師の確保に努めます。また、少年相談センター広報車での広報活動の一層の充実に努めます。	修正なし	子育て支援課 学校教育課	

85	ニス・シンナー等 取扱店の管理協力 要請	修正なし	覚せい剤・シンナー等乱用防止月間（10・11月）にあわせて、取扱店や関係機関等に販売・保管について、協力を依頼しています。工事現場等でシンナー等を使用し、かつ、組合に加入していない業者等に対しても、盗難にあわないよう徹底した管理保管を依頼していきます。	修正なし	子育て支援課	
86	ふくおか体力アップ 推進事業（県事業）	修正なし	小学生が学級単位で各種目に取り組み、インターネット上で記録に挑戦させることで、参加児童の仲間意識を高めたり、運動する楽しさや達成感を味わわせたりするとともに、継続的な運動・スポーツの実施を促進し、体力の向上を図ります。	修正なし	学校教育課	○
87	青少年健全育成会 の育成	修正なし	地区の青少年健全育成会が行う補導活動や子どもを対象とした行事の開催、連絡協議会主催の「少年の主張大会」「小学生の討論会」等の活動を支援しています。今後とも青少年健全育成会との連携と育成・支援に努め、「少年の主張大会」等の行事について周知を図ります。	修正なし	子育て支援課	
88	子どもの健全育成 支援事業	修正なし	生活保護受給世帯をはじめとした生活困窮世帯の子ども（小学4年生～中学3年生）を対象に、子供たちの将来に向けた自立心を喚起し、次世代への貧困の連鎖を防止することを目的として、市内2か所の会場において学習支援、生活指導などを実施します。参加児童・生徒の確保に向けて、事業の広報・啓発活動の強化を図ります。	修正なし	生活支援課	○
89	教育相談事業（電 話相談を含む）	修正なし	指導主事を中心として来庁者への相談対応や電話相談に対応するとともに、必要に応じて関係学校への連絡や指導・助言等を行っています。子どもたちの抱える問題は複雑化、多様化を極めているため、今後も指導主事を中心として来庁された方の対応、電話相談への対応をするとともに、必要に応じて関係学校への連絡、指導助言を進めていきます。	修正なし	学校教育課	○

90	スクールカウンセラー等配置事業	修正なし	小・中学校において、児童生徒や保護者等からの相談に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置しています（県費スクールソーシャルワーカーを平成20年度より、市費スクールソーシャルワーカーを平成21年度より配置）。いじめや不登校、非行等、複雑化・多様化する相談に、より専門的な見地から早期に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制の充実に努めます。	小・中学校において、児童生徒や保護者等からの相談に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置しています（県費スクールソーシャルワーカーを平成20年度より、市費スクールソーシャルワーカーを平成21年度より配置）。いじめや不登校、非行等、複雑化・多様化する相談に、より専門的な見地から早期に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課	○
91	適応指導教室 (小・中学生対象)	修正なし	不登校等に関する児童生徒や保護者からの相談に対応するため、適応指導教室を設置し、相談・指導を行っています。不登校の原因は複雑であることが多く、多面的な対応が求められることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・活用を含めた相談体制の充実に努めます。不登校を生まない学校環境づくりや、教室に入れない子どもへの対応の充実に向けて、学校との協議を進めます。	修正なし	学校教育課	○
92	いじめ・不登校問題連絡協議会	修正なし	民生委員児童委員や青少年健全育成会等の地域の関係団体、小・中学校、警察、市役所等の関係機関が連携して「いじめ・不登校問題連絡協議会」を組織し、いじめ・不登校等の諸問題に対する対策の推進・啓発に関する事項等について、調査・審議を行っています。今後も、いじめ・不登校等の諸問題に関する調査研究や効果的な対策のあり方等について検討していきます。	修正なし	学校教育課	○
93	非行等に関する情報提供	修正なし	前年度の街頭補導の活動状況、相談業務の受理状況、環境浄化活動及び少年非行の概況等を詳細に記載した冊子を作成し関係機関、団体等に配付しています。非行防止や環境浄化活動を推進するためには、非行等に関する情報提供が必要であり、わかりやすい冊子づくりに努めながら、継続して実施します。	修正なし	子育て支援課	○

94	非行の早期発見・ 早期指導の実施	修正なし	少年相談センター補導委員を中心に、青少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、青少年の不良行為（喫煙・怠学等）に対する声かけ等を行っています。今後も、福岡県警本部直轄の飯塚少年サポートセンターと連携を図りながら、非行の早期発見・早期指導の実施に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
95	飯塚市青少年問題 協議会	修正なし	青少年の指導・育成等に関する総合的な施策の調査・審議や関係行政機関等相互の連絡調整を目的として「飯塚市青少年問題協議会」を設置しています。今後も、少年非行に関する問題提起や解決に向けた施策の協議・検討を行います。	修正なし	子育て支援課	
96	白ポストの設置に よる有害図書回収	修正なし	青少年に有害な雑誌・ビデオ等を青少年の目に触れることなく処分できるよう、白ポスト（有害図書回収ポスト）を設置しています。白ポストの認知度が低いことから、白ポスト及び設置場所の周知を図るとともに、白ポストを増設し有害図書の回収向上に努めます。	修正なし	子育て支援課	
97	有害図書等の調査	修正なし	青少年に悪影響を及ぼす可能性がある有害図書・情報等から青少年を守るため、書店やビデオ店等に対して、毎年7月に集中的に立入調査を実施しています。立入調査後に指導を行っていますが改善されていない店舗等については、県や警察と連携して指導の徹底に努めます。	修正なし	子育て支援課	
98	「こども110番 の家」設置	修正なし	P T Aを中心に、「こども110番の家」の設置の協力依頼及び更新を行い、地域で子どもの安全を守る活動を促進しています。今後も、地域で子どもの安全を守る重要な活動として、P T A等と連携しながら設置・更新の促進に努めます。 「こども110番の家」新規設置に当たっては、通常日中在宅家庭等の条件と実情を考慮しながら対応します。 また、地域住民や通行人から見える場所に「こども110番」のステッカーを配置することで犯罪を未然に防止するため、協力者の増加に向けた取組やステッカーの更新作業を継続して実施します。	修正なし	教育総務課	○

99	子どもへの暴力防止等のプログラムの活用	修正なし	子どもへの暴力防止等の学習プログラムに関する情報を各学校に提供しています。児童生徒が暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身に付けることができるよう、子どもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。	修正なし	学校教育課	○
100	つどいの広場いづか	修正なし	地域公共施設開放の一環として、旧鯉田幼稚園施設を活用して民間子育て施設「つどいの広場いづか」を開設し、ボランティア団体による運営を行っています。利用内容や利用状況等の広報を充実し、さらに多くの市民に利用される施設となるよう、ボランティアとの協働活動を展開していきます。	修正なし	子育て支援課	○
101	子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	修正なし	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、継続訪問等を行い、良好な生育環境の実現を調整しています。	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、継続訪問等を行い、良好な生育環境の実現を調整しています。 母子手帳交付時には、全員個別面接を行い家族構成・産前産後の支援の有無、病歴・経済面等の実情を把握しています。支援の必要な妊産婦や乳幼児に応じて、必要な情報提供や助言を行い、特にリスクの高い妊産婦に対しては継続訪問等を行っています。予測される問題、課題などに対して考察し、保健師がコーディネーターとなって、保健・福祉・医療など関係機関と連携をとりつつ、良好な生育環境の実現を調整しています。母子の出発点としての妊娠期から子育て期まで、様々な相談に保健事業等を組み込みながら対応しています。	健幸・スポーツ課	○
102	地域における子育て支援事業（子育て講座）	修正なし	家庭教育に関して、子育て中の保護者が学びたい要求課題や社会生活で必要とする課題をテーマとした学習機会の提供を行っています。集団での学習形態をとることで、人と人との関わりの中から参加者間での相対等による学習効果を生み出すこともねらいとしています。受講生が、集団でコミュニケーションをとりながら学習することで、学習効果を高めながら仲間づくりや交流が進み、互いに教え合い、学び合う、交流のあるコミュニティの形成を図るとともに、自主的・継続的な学習グループに進展することを期待します。	修正なし	中央公民館 生涯学習課	

103	公立保育所・こども園における園庭開放	修正なし	公立の保育所・こども園において、入園希望者や未就学児及びその保護者の訪問を要望に応じて受け入れるとともに、毎月2回園庭開放日を設定し、在園児との交流や保護者に対する情報提供等を行うものです。入園希望者や未就学児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	修正なし	子育て支援課	
104	子育て支援サービス等に関する情報提供等	修正なし	各種相談窓口や市報、子育て情報紙、市のホームページ等により、各種子育て支援サービスの情報提供や、子育て支援団体の活動等を紹介しています。市ホームページ上には子育て支援専用部門を開設しています。市ホームページ上の子育て支援専用部門では行政サービスだけでなく、市内の子育て支援団体の活動等も紹介しており、情報提供の充実に努めています。また、ホームページというメリットを活かし、適宜、情報更新を行い、常に最新の情報が提供できるよう努めます。	修正なし	子育て支援課・他	○
(再掲)	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	修正なし	【再掲No.74】	修正なし	子育て支援課・他	○
105	子育て支援ガイドブック作成事業	修正なし	子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた「子育て支援ガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配付するものです。利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、子育て支援サービスや子育て支援関連施設等の情報はもとより、医療機関や公共施設等の子どもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。利用者にとって真に使いやすいものとなるよう、行政情報の内容を年度で更新し、子育て中の保護者や子育てボランティア等の意見を取り入れながら作成します。	修正なし	子育て支援課	○
106	家庭教育パンフレット等による啓発	修正なし	家庭教育支援に関する資料を配布します。また、福岡県PTA連合会や飯塚市PTA連合会との関連を図る「新」家庭教育宣言」への参加啓発を実施します。	修正なし	生涯学習課	○

107	保護者懇談会（家庭教育の啓発）	修正なし	小・中学校において、保護者懇談会や資料配布等により、家庭教育の啓発を行っています。生活実態調査の結果を活用し、小・中学校での家庭教育の啓発に努めます。	修正なし	学校教育課	○
108	子育てに関する意識啓発	修正なし	子育てに対する市民の理解を促進するため、市報や市ホームページ等を活用した啓発を行っています。また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成にかかわるボランティア活動への参加を促進し、若い世代に対する意識啓発を図っています。若い世代の子育て関連活動等への参加を促進するため、市ホームページで市内の各子育て支援団体の活動を紹介するなど、情報提供の充実に努めます。また、大学等の地域の関係機関とも連携しながら、子育て支援意識啓発や支援ボランティア育成のための講座開催等に努めます。	修正なし	子育て支援課・他	○
109	学習ボランティアネットワーク事業	修正なし	学校や保育所・幼稚園・こども園、交流センター等が必要とする学習活動を行うために、要請に応じて指導者（ボランティア登録者）を派遣しています。市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、児童生徒等が必要とする学習課題活動や体験活動に対して、地域の人材を活かした効果的な学習展開を図るとともに、生涯学習のまちづくりが推進され、また、学習活動等で培った知識や技能を発揮することのできる人材確保や養成を図り、まちづくりへ市民参加の機会（ステージ）を設けることで、市民の学習活動を活性化します。	修正なし	生涯学習課	
110	時間外保育事業	修正なし	【第4章-3-[1]参照】	修正なし	子育て支援課	○
111	放課後児童健全育成事業	修正なし	【第4章-3-[2]参照】	修正なし	学校教育課	○
112	子育て短期支援事業	修正なし	【第4章-3-[3]参照】	修正なし	子育て支援課	○
113	地域子育て支援拠点事業	修正なし	【第4章-3-[4]参照】	修正なし	子育て支援課	○
114	一時預かり事業	修正なし	【第4章-3-[5]参照】	修正なし	子育て支援課	○
115	病児保育事業	修正なし	【第4章-3-[6]参照】	修正なし	子育て支援課	○
116	子育て援助活動支援事業	修正なし	【第4章-3-[7]参照】	修正なし	子育て支援課	○

117	妊婦に対する健康 診査	修正なし	【第4章-3-[9]参照】	修正なし	健幸・スポーツ課	○
118	休日保育事業	修正なし	保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜・祝日に保育を実施するものです。私立保育所での実施を推進します。	修正なし	子育て支援課	○
119	広域入所(保育 所・こども園)	修正なし	保護者の就労等の理由で市内の保育所・こども園への入所が困難な児童(2号・3号認定)が、市外の保育所に入所できるように、他市町村と連絡・調整を図っています。市外居住者の受け入れに当たっては市内居住者を優先し、なお定員(2号・3号認定)に余裕がある場合に広域での入所を委託契約により受け入れています。市内居住者の受け入れを優先しながら、継続して実施します。	修正なし	子育て支援課	○
120	飯塚市私立幼稚園 就園奨励費補助金 ※削除	修正なし	私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担の軽減を図るために、私立幼稚園が行う利用者負担の減免に対して、その世帯の課税状況に応じて該当幼稚園に対し補助金の交付を行っています。今後も対象となる私立幼稚園があり、国の補助が継続される場合は、事業の継続に努めます。 ※削除(令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年9月末で廃止)	修正なし	子育て支援課	○
121	保育所・幼稚園・ こども園と小学校 の連携	修正なし	就学前児童に関する情報を保育所・幼稚園・こども園から小学校へ、また、小学校入学時からの学校の様子について小学校から保育所・幼稚園・こども園へ、相互の情報交換・意見交換を行うための会議を定期的開催しています。就学前・後を通じて子どもの育ちを継続的に支援していくため、今後とも連絡会議を継続して開催します。また、子どもの育ちを支える資料として、保育所・幼稚園・こども園から園児が入学する小学校へ「園児指導要録・保育要録」を送付するなど、さらなる情報交換・連携の推進に努めます。	修正なし	学校教育課 子育て支援課	○



122	休日等子育て支援事業	修正なし	<p>保護者が病気や冠婚葬祭等の緊急時および仕事の都合により、日曜日等休日に家庭での保育が困難な小学生を預かるものです。 利用者増を図るため、市内小学校保護者宛てにチラシを配布するなど、周知活動を強化します。</p>	修正なし	子育て支援課	○
123	児童センター(児童館)	修正なし	<p>児童に健全な遊びの機会を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域とのふれあい交流事業をはじめ、ボランティアによる各種体験活動や各種スポーツ教室等を行っています。子どもの安全な居場所づくりの面から、今後も継続し、ボランティア事業(有償)や地域交流事業等による地域と一体となった活動の実施や、施設の計画的な改築・改修に努めます。</p>	修正なし	学校教育課 教育総務課	○
124	放課後子ども教室推進事業	修正なし	<p>学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携により学習や体験活動のプログラムを実施し、学習意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図り、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもった子どもの育成を支援します。 知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者やサポーターとして登用し、地域づくりへ参加する市民の活動機会(ステージ)を設け、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 また、新・放課後子ども総合プランにより児童クラブと一体的に事業を実施し、地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進していきます。</p>	修正なし	生涯学習課	

125	「アンビシャス広場」の活動支援 ※削除	修正なし	<p>地域の子どもたちが自由に集まり、さまざまな体験や交流活動ができる、子どもたちの居場所づくりを目的として、小学校や児童館、公民館などの空き教室、空き施設を利用して、市内5か所で「アンビシャス広場」が開設されています。各広場とも委員会組織が設置され、福岡県の補助事業を活用した独自の運営を通して、地域に根ざした活動を基本に、心豊かで思いやりある青少年の育成に取り組まれています。現在、開設されている「アンビシャス広場」については、週2回の活動を原則に福岡県の補助対象事業として認定されています。そのため現在の活動が今後も継続できるように、各広場から協力依頼等があれば協力できる範囲において、活動を支援し、生涯学習・社会教育関係だけでなく、青少年育成・まちづくり等を推進していく関係各課にも協力を頂けるよう啓発に努めます。</p> <p>※削除（平成27年度で事業終了）</p>	修正なし	生涯学習課	
126	飯塚市少年の船	修正なし	<p>集団生活や仲間づくりの大切さを学び、社会性を培うとともに、世代を超えた交流等を通して、心豊かな青少年を育成し、地域のリーダーとして活躍するために必要な資質の向上を目的に、本研修とあわせて、事前・事後研修を実施しています。本研修では沖縄を研修地とし、沖縄独特の文化や芸術、平和の尊さを直接肌で感じる事の出来る体験学習を行っています。若い指導者の確保に努め、青少年育成に関わる社会教育関係団体等との協力体制を構築し、学校教育とも連携をとりながら事業のさらなる推進に努めます。</p>	修正なし	生涯学習課	○
127	ブックスタート事業	修正なし	<p>乳幼児のいる家庭に、主に4か月健診会場等で絵本等を配付することにより、家庭での読み聞かせを通じた乳幼児の情緒発達の支援や、本にふれる喜び及び読書への関心の喚起を図っています。健診を長期間受診しない人には配付ができません。そのため、乳幼児健診の受診促進や、図書館でのブックスタートでの対応等により、長期健診未受診者に対するブックスタートへの促進に努めます。また、ボランティアの増加や支援内容の充実が求められていることから、図書館の指定管理者等とも協議しながら、ボランティアの確保・育成に取り組み、ボランティア・利用者とともに、参加・利用しやすい環境づくりを図ります。</p>	修正なし	生涯学習課	○

128	図書館の子育て支援事業	修正なし	図書館の子育て支援として、子育て実践講座・読み聞かせ講座等を実施しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの市民に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。	修正なし	生涯学習課	○
129	図書館での各種講座やおはなし会等	修正なし	図書館の全館事業として、子ども読書クイズ大会や一日図書館職員体験学習、布絵本・おもちゃ作成講座等を開催しているほか、各館事業として、お話し会や図書館まつり等を開催しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの子どもや保護者に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。	修正なし	生涯学習課	
130	子どもの読書活動推進	修正なし	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進します。関係各課が連携して、子どもの読書活動を推進し、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書の習慣に定着できる環境づくりに努めます。	修正なし	生涯学習課	
131	プレーパーク事業 ※削除	プレーパーク事業	子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場です。子どもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。子どもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、公民館子育て講座メニュー、子ども会や青少年健全育成会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数の子どもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。 ※削除（放課後子ども教室推進事業内等のメニューのため、単独事業からは除外）	子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場です。子どもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。子どもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、公民館交流センター子育て講座メニュー、子ども会や青少年健全育成会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数の子どもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。	生涯学習課	

132	自然体験活動 (小・中学校)	修正なし	児童生徒が、自然の中でのさまざまな体験を通じて「生きる力」を体得できるよう、「小・中学校の総合的な学習の時間」等で、市内の各施設を活用した自然体験活動を行っています。地域の関係機関等と連携し、自然体験活動が可能な公共施設・場所の積極的な活用を図ります。	修正なし	学校教育課	○
133	穂波青少年野営訓練所「不便の家」	修正なし	「穂波不便の家」は、青少年の野営訓練のための専門施設であり、不便を我慢し、集団で協力して困難を克服するための忍耐力や体力の育成を図ることを目的とした野外活動を実施しています。野外活動指導者の確保や施設・設備の維持補修に取り組み、施設環境や活動内容の充実に努めます。	修正なし	生涯学習課	
134	自主文化事業	文化振興事業	文化会館にて市民の文化向上と福祉の増進に資する事業としてさまざまな事業を行っています。支援事業として文化会館を活動拠点として練習や発表会を行う団体を支援するため会場利用の助成や事業運営に関しての支援を行い、子どもたちの文化活動の育成を図っています。参加育成事業として芸術文化に触れて体験してもらうため、魅力ある充実したカリキュラムづくりに努めます。公演型事業については市民ニーズを踏まえて公演内容等の企画を行うとともに、広報等による周知と集客に努めます。	飯塚市文化会館やその他公共施設等において子どもたちに文化活動に触れる機会や、発表の場を提供するため、さまざまな事業を行っています。飯塚市小学校児童画展や、文化芸術助成事業として文化団体による伝統文化親子教室事業等を開催することで、文化芸術活動を推進し、伝統文化の継承や、豊かな人間性の育成を図っています。また、飯塚市文化会館の自主文化事業として鑑賞事業や参加育成事業など多くの事業を実施、支援しており、これらの多様な文化芸術活動をより多くの方に触れていただくため、広報等による周知に努めます。	文化課	
135	新・放課後子ども総合プラン	修正なし	児童クラブがあるすべての小学校区で、余裕教室等を活用しつつ、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的、または連携して実施します。 小学校区毎に、コーディネーター、サポーター及び放課後児童クラブ支援員の実務者同士の定期的な打合せを行い、児童クラブ支援員の関わり方や学校関係者と実施教室等を協議し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、自主性・社会性の向上をめざした多様な体験・活動を行うことができるよう推進します。	修正なし	学校教育課 生涯学習課	○

136	学校評議員制度	修正なし	保護者や地域住民等からなる学校評議員から意見や助言をいただきながら、開かれた学校づくりを推進しています。学校評議員制度を全小・中学校に導入し、多くの意見や助言をいただき、開かれた学校づくりを推進します。	修正なし	学校教育課	○
137	通学区域の弾力的運用	修正なし	就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について、地理的・身体的な理由やいじめ等の事情を勘案して、通学区域の弾力的運用を行っています。学校施設等の再編・整備とあわせて、特色ある教育活動の推進と保護者・地域の学校教育への参加推進を図り、通学区域の弾力的運用について検討していきます。	修正なし	学校教育課	○
138	危機管理マニュアルの作成	修正なし	全小・中学校から提出された「危機管理マニュアル」を点検し、その結果に基づき指導・助言を行っているほか、各校で危機管理に関する研修会を行うなど、学校の危機管理体制の充実に努めています。各校の状況に応じた適切な危機管理が行われるよう、危機管理マニュアルの修正や、全職員への周知徹底に努めます。	修正なし	学校教育課	○
139	小児医療の充実	修正なし	小児に限らず医療機関の通常診療時間外の救急医療の需要に対し、嘉飯桂地区（2市1町）の広域連携事業で一次救急医療体制を確保するため「在宅当番医制」「飯塚急患センター」の各事業、また、さらに高次の救急医療が必要な患者に対応する二次救急医療体制として、「病院群輪番制」の事業を行っています。	修正なし	健幸・スポーツ課	
140	子ども医療費助成事業	修正なし	乳幼児の医療費の一部をその保護者に支給するものです。助成対象範囲を徐々に拡大し、現在は入院は18歳到達年度末まで、入院外は小学校6年生までを対象に実施しています。	乳幼児子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、医療費の一部又は全部をその保護者に支給の助成するものずを行います。助成対象範囲を徐々に拡大し、現在は入院は18歳到達年度末まで、入院外は小学校6年生までを対象に実施しています。	医療保険課	○
141	児童手当	修正なし	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、日本国内に住所のある中学校修了前までの児童を養育している人に対して、児童手当の支給を行っています。国の法令等に則して、手当を支給するとともに、制度の周知を図ります。	修正なし	子育て支援課	

(再掲)	乳児院の設置	乳児院の設置・活用	【再掲No.2】	修正なし	子育て支援課	○
142	保育所体験事業	修正なし	保育を必要としている親子等に保育所・こども園を開放し、在宅児と入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援するものです。在宅児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	修正なし	子育て支援課	○
143	公立保育所運営事業	修正なし	保護者が就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育するものです。公立保育所の老朽化問題や保育にかかる経費等のあり方等について総合的に検討しながら、よりよいサービスの提供に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
144	公立こども園運営事業	修正なし	幼児教育と保育を一体的に提供することができるこども園の運営を行います。園開放や保護者との面談を充実させ、就学前教育と家庭教育の連携を強化します。	修正なし	子育て支援課	○
145	民間保育サービスの活用	修正なし	託児を主体とした民間保育施設（届出保育施設・事業所内保育施設）が実施されています。保護者の多様なニーズに対応するため、民間保育サービスの活用が円滑に図れるように努めます。	修正なし	子育て支援課	○
146	大学と連携したアクションプログラム促進事業	修正なし	保育所アクションプログラム上の重要課題である公立の保育所・こども園の保育士の質の向上や人材確保等について、大学との連携を図る事業であり、平成22年度から実施しています。地域の大学と保育士の質の向上や専門性の向上、人材の育成・確保に関わる協定を結び、大学と連携した保育士研修システムや保育実習システム、保育士登録制度等の、取組みを推進していきます。	修正なし	子育て支援課	○

147	保育士確保事業	修正なし	<p>私立保育園・幼稚園・こども園と合同就職説明会を行い、説明会の広報のため市内保育園就労者以外の保育士資格登録者へチラシを送付します。</p> <p>さらに、保育士資格を持っているが、保育士として働いていない潜在保育士を対象に相談窓口を開設しています。</p> <p>また、復職前の実技研修等の再就職支援や再就職に関する保育士・保育所支援センターの情報提供や、福岡県保育士就業マッチングサイトを活用し、保育士の確保に向けた取り組みを推進していきます。</p>	修正なし	子育て支援課	○
148	私立保育所運営等研修事業	修正なし	<p>私立保育所等の運営と振興を図るための助成を行うものです。保育士の資質向上のための研修費として、保育所の定員に応じた助成を行っています。</p>	修正なし	子育て支援課	○
149	幼児教育の研究(公立こども園)	修正なし	<p>幼児一人ひとりの育ちにに応じた指導のあり方等、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。各園の教諭等が、共通認識を持って園児の育成に取り組むことができるよう、園内研修や公立こども園合同研修等の充実に努めます。</p>	修正なし	子育て支援課	○
150	飯塚市私立幼稚園連盟研修補助金	修正なし	<p>私立幼稚園連盟が幼稚園教諭の資質の向上のために行う研修会等の事業に対して、私立幼稚園教育の振興を図ることを目的として補助金を交付しています。事業内容の確認等、適正な補助金交付に努めます。</p>	修正なし	子育て支援課	○
151	新制度未移行幼稚園における副食費の補足給付事業	修正なし	<p>幼児教育・保育の無償化以降、新制度幼稚園に通う対象世帯児童の副食費が公定価格での対応となり、新制度未移行幼稚園に通う児童との制度的格差が生じることとなるため、未移行幼稚園の低所得世帯(第1～第3階層)を対象に、4,500円を限度額として副食費の補足給付を行います。(第3子以降は所得に関わらず補足給付の対象)</p>	修正なし	子育て支援課	○

152	公立保育所・こども園の施設整備	修正なし	適切な保育環境を確保し児童の福祉の向上を図るため、公立の保育所・こども園の老朽化の状況等も勘案しながら、保育所の統廃合や新設、設備の充実を図っています。各施設の状況を比較検討し、長期的な視点に立って計画的な整備に努めます。	修正なし	子育て支援課	○
153	私立保育所・こども園の施設整備	修正なし	適切な保育施設・設備を確保し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に整備を実施するものです。0歳児からの受け入れが可能な認可施設と協議を行い、国・県の補助制度を活用しながら事業を実施します。	修正なし	子育て支援課	○
	自校方式給食調理場の施設整備 ※削除	修正なし	「飯塚市学校給食運営基本方針」に基づき、既存の給食センター受配校（9校）に給食調理施設を年次計画的に整備し、学校給食の自校方式化を図るものです。既存の給食センター受配校において、学校の再編整備や大規模改造工事実施計画との整合性を十分に図りながら、年次計画的に給食調理場施設を整備し、学校給食の自校方式化を推進します。 また、学校給食を安定的に提供していくため、調理業務の民間委託についても計画的に推進していきます。 ※削除（H31年度で事業終了）	修正なし	学校給食課	○
154	ピア・サポート事業	修正なし	子どもたちに社会的基礎技能や人間関係を築く力を身につけさせるため、その方策について実践研修を行い、学校教育の充実及び改善を図る事業として、小学校高学年に対するピア・サポート（異年齢集団の交流などを具体的な手段として、児童生徒の自己有用感〈自己肯定感〉を育てるプログラム）を実施しています。小学校高学年と、低学年や就学前の幼児との交流を促進します。	修正なし	学校教育課	○



155	総合的な学習の時間の推進	修正なし	各小・中学校において体験活動を重視した特色ある「総合的な学習の時間」を推進するため、指導計画を作成して実施しています。「総合的な学習の時間」における体験活動の一環として、小中学生と幼児・高齢者等との交流活動や環境問題等に関する体験活動を行っています。今後も、学習ボランティアの活用等において地域との連携をさらに強化し、環境教育の推進など体験活動を重視した特色ある学習の展開に努めます。また、次代の親の育成の観点から、「総合的な学習の時間」等において、幼児・高齢者等との交流活動の促進に努めます。	修正なし	学校教育課	○
156	研究委嘱事業	修正なし	教育の現代的課題に対応しつつ一人ひとりの子どもに応じた教育の推進を図るため、小・中学校に現代的教育課題についての研究委嘱を行っています（職員研修も含む）。市全体での学校教育の充実・発展を図るため、委嘱校から他校への研究成果の還元に努めます。	修正なし	学校教育課	○
157	小中一貫教育研究事業 ※削除	修正なし	「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」を調査研究し、これからの飯塚市における小中一貫教育の方向性を明確にするために行っています。「義務教育9年間を見通した効果的な教育の在り方」を究明するために、飯塚市内全ての10中学校区を調査研究校に指定し、小中一貫教育に関する実践的な取組を推進します。 ※削除（H30年度で事業終了）	修正なし	学校教育課	○
158	中学校国際教育関連事業	修正なし	中学校における外国語の授業に、外国人指導助手を派遣し、生徒への英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度を育成する目的で本事業を行っています。また、外国人指導助手によるかかわりで、母国の言語や文化にふれる機会をもたせています。	修正なし	学校教育課	○
159	小学校国際教育関連事業	修正なし	英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学3・4年生以上を対象に外国人講師を招聘し、小学5・6年生はオンライン英会話を受講し、外国語活動を実施しています。小学校外国語活動の充実に向けて、事業内容の調整を図ります。	英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学3・4年生以上を対象に外国人講師を招聘し、小学5・7年生はオンライン英会話を受講し、外国語活動を実施しています。小学校外国語活動の充実に向けて、事業内容の調整を図ります。	学校教育課	○

160	学校での読書活動 (朝の読書 等)	修正なし	読書を通じて豊かな感性の育成を図るため、朝の読書活動や小学校児童への読み聞かせ活動を行っています。	修正なし	学校教育課	○
161	キャリア教育推進 事業	修正なし	小・中学校モデル校での「ものづくり教育」や中学校での職場体験学習など、地元企業等と連携しながら、地域の特性を活かしたキャリア教育を実施しています。児童生徒の望ましい職業観の育成を図るため、地元企業等との連携を密にし、協力事業所の確保や体験内容の充実に努めます。	修正なし	学校教育課	○
162	個々に応じた多様な指導方法の充実	修正なし	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実し、児童生徒の学力の向上を図るため、指導方法工夫改善の他、習熟度別学習や少人数指導を実施しています。指導方法工夫改善担当教員等を活用し、少人数編成の学習形態を取り入れた学習を推進し、基礎・基本の定着をめざします。また、授業改善の視点から、児童生徒の実態に応じた授業の研究に継続して取り組みます。	修正なし	学校教育課	○
163	学力テストの実施	修正なし	児童生徒の学力定着度の傾向を分析し、指導方法や学校の取組の改善等について指導助言を行い、学力向上を図るため、市内小・中学校で内容を統一した学力テストを実施しています。統一した内容で継続的に実施することにより学力定着度の傾向を分析し、学校の実情に応じた指導等を行い学力向上につなげていきます。	修正なし	教育総務課	○
164	体験交流会	修正なし	「総合的な学習の時間」等で、高齢者や障がい者等との交流や、車いすや手話等の体験学習を行っています。学習ボランティア（ゲストティーチャー）との連携を密にし、学習のねらいを明確にもった体験的な教育活動の充実を努めます。	修正なし	学校教育課	○
165	運動部活動への外部指導者の活用	修正なし	中学校運動部活動において、必要に応じて外部指導者を活用し、運動部活動の活性化や生徒の体力向上を促進します。	修正なし	学校教育課	○

166	スクールバスの運行	修正なし	遠距離通学者の利便性の向上を図るため、筑穂地区、庄内地区、穎田地区、八木山地区、目尾地区、鎮西地区においてスクールバスを運行しています。 今後も安心・安全な運用に留意するとともに、学校施設等の再編・整備に伴う通学区域の弾力的運用等の検討とあわせて、スクールバスのあり方についても検討を行います。	修正なし	教育総務課	○
167	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進	修正なし	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、学習ボランティア（ゲストティーチャー）やNPOによる特別授業を実施しています。ボランティアの積極的な活用を促進し、継続性を意識した学習指導の実施に努めます。	修正なし	学校教育課	○
168	文化・芸術ふれあい事業	修正なし	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」の無料観劇、国や県の巡回公演事業等の良い芸術等に接する情報収集を行い、各学校に案内します。	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」等の無料鑑賞、国や県の巡回公演事業等の良い芸術等に接する情報収集を行い、各学校に案内します。	学校教育課	○
169	公園、児童遊園整備事業	修正なし	子どもや子ども連れ等をはじめとした市民の憩いの場として、公園や児童遊園等の環境整備に努めています。老朽化した公園施設・遊具の撤去・修理等により、子どもや子ども連れ等が安心して安全に利用できる公園づくりに努めます。また、公園管理の一元化と管理方式の充実に努めます。	修正なし	都市計画課	○
170	赤ちゃんの駅推進事業	修正なし	外出中に授乳やオムツ替え等で気軽に立ち寄ることができる場所を「赤ちゃんの駅」として指定するものです。公共施設はもとより、企業や店舗等の民間施設に対しても協力を依頼し、「赤ちゃんの駅」の確保を図ります。協力施設について、ステッカー配布や市ホームページでの紹介を行い、「赤ちゃんの駅」の周知と、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成に努めます。	修正なし	子育て支援課	○

171	通行等に安全な歩道の整備	修正なし	子ども等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心に通行することができるよう、歩道の段差解消等を行うとともに、街路灯や道路標識、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備や、警察等に対する設置要請に努めています。交通安全特別対策事業等を活用し、交通量が多く歩道が整備されていない通学路等の整備やガードレールの設置等に努めます。	修正なし	土木管理課	○
新規追加	児童虐待防止への広報啓発		飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づき、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため、児童虐待防止のために必要な子育て家庭への情報提供や、児童虐待の通告義務等について、広報啓発を行います。児童虐待防止推進月間においては、関係機関等と連携し、児童虐待防止についての関心と理解を深めるための街頭啓発及び講演会を行います。		子育て支援課	
新規追加	関係機関等職員の資質向上		関係機関等の職員に対し児童虐待の早期発見及び防止等に寄与することができるよう研修等への参加に必要な措置を講じます。		子育て支援課	

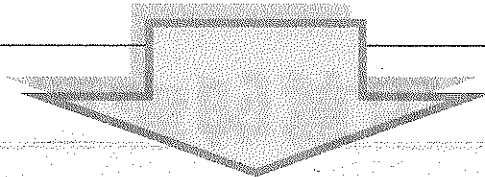
**子ども・子育て支援事業計画における  
量の見込みの方法について  
【国の標準的算出方法】**

## 量の見込みの基本的な考え方

### 子ども・子育て支援法 第 61 条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

#### ◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期



内閣府より平成 26 年 1 月 20 日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示された。その後、平成 31 年 4 月 23 日「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等のための手引き（改訂版）」が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

※この国の算出方法は絶対ではなく、「潜在ニーズを含めて見込みを把握する」という基本的考え方を踏まえ、市町村子ども・子育て会議等の議論を踏まえ効果的・効率的な算出によることが可能

# 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

## (1) 教育・保育関係(4区分)

種別	区分		対象	想定される利用先
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	幼児期の学校教育のみの利用	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
保育認定①	2号 (3-5歳)	保育の必要性あり (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	共働きだが幼稚園利用 のみの家庭	幼稚園
保育認定②		保育の必要性あり (上記以外)	共働き家庭等	保育所 認定こども園(保育所部分)
保育認定③	3号 (0-2歳)	保育の必要性あり	共働き家庭等	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育

## (2) 地域子ども・子育て支援事業関係(13事業中の7事業)

- ◆時間外保育事業
- ◆子育て短期支援事業
- ◆一時預かり事業(幼稚園預かり保育 など)
- ◆子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- ◆病児保育事業
- ◆放課後児童健全育成事業
- ◆地域子育て支援拠点事業

※ニーズ調査結果を活用した量の見込みの算出方法が示されているのは13事業中7事業。

※利用者支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業は、ニーズ調査結果によらずに量の見込みを算出する

※残り2事業は量の見込みを算出しない事業(実費徴収に係る補足給付事業・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業)。

## ニーズ調査結果からの家庭類型の分類

量の見込みの基礎となる家庭類型について、ニーズ調査結果から「現在」と「潜在」の割合を算出する。  
今後の就労意向を勘案すると、専業主婦（夫）家庭は減少し、共働き家庭（フルタイム×フルタイム等）が増える見通し。

タイプ	父母の有無と就労状況	本市の調査結果	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	8.5%	8.5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	38.7%	43.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長時間） ※就労時間：月120時間以上、または下限時間【48時間】～120時間の一部	21.6%	22.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短時間） ※就労時間：下限時間【48時間】未満、または下限時間【48時間】～120時間の一部	4.9%	5.8%
タイプD	専業主婦（夫）	26.1%	20.2%
タイプE	パートタイム×パートタイム（父母ともに長時間） ※就労時間：父母ともに月120時間以上、または下限時間【48時間】～120時間の一部	0.0%	0.0%
タイプE'	パートタイム×パートタイム（父母のどちらかが短時間） ※就労時間：父母どちらかが下限時間【48時間】～120時間の一部、または下限時間【48時間】未満の一部	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.2%	0.1%

※保育の下限時間（保育短時間利用の下限就労時間）は月48～64時間で市町村が設定する。本市は60時間で設定。

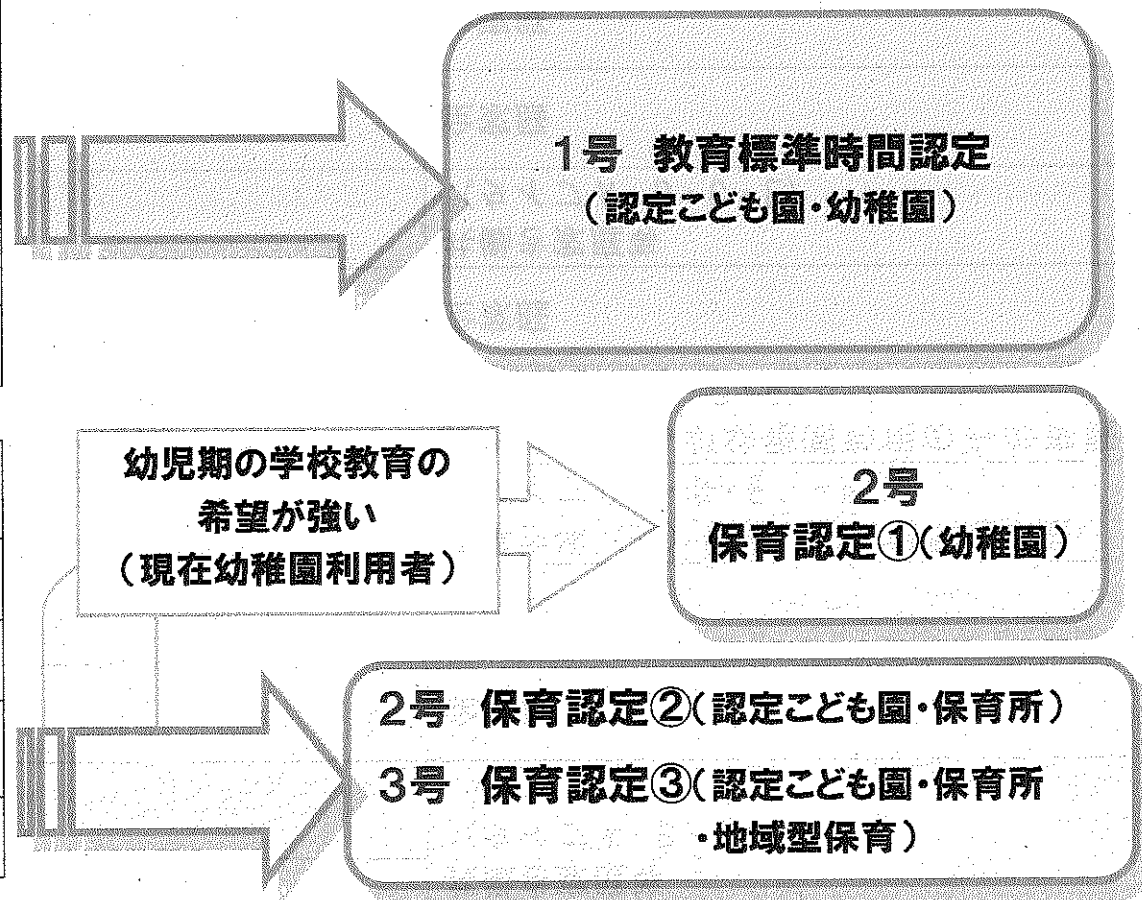
※保育標準時間（長時間）利用の下限就労時間は月120時間であり、これらがパートタイム就労の家庭類型分類基準となっている



## 《家庭類型と認定区分の関係》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の  
下限時間（月48～64時間の間で市町村が定める時間）

※パートタイム（長）・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間（本市は60時間）～120時間」の一部

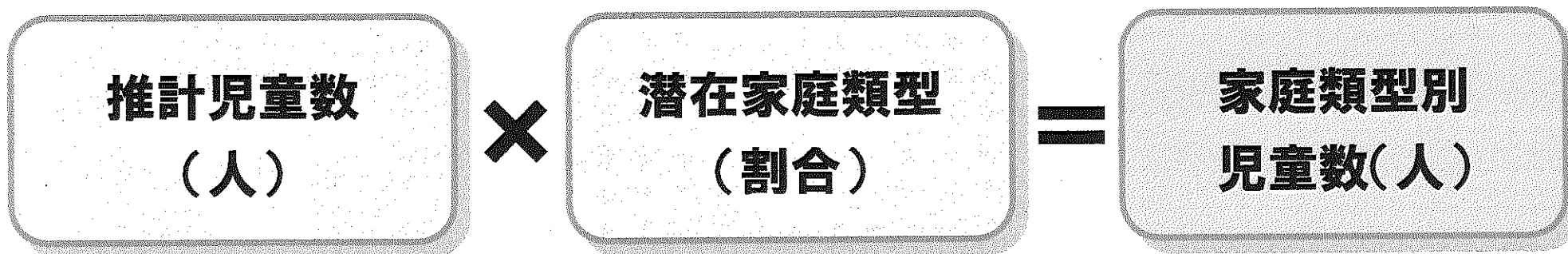
※パートタイム（短）・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間（本市は60時間）～120時間」の一部

## 《各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型》

事業種別		算出の対象となる家庭類型	
時間外保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業		全家庭	
地域子育て支援拠点事業		全家庭	
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC'・D・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く	全家庭	
病児保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
子育て援助活動支援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

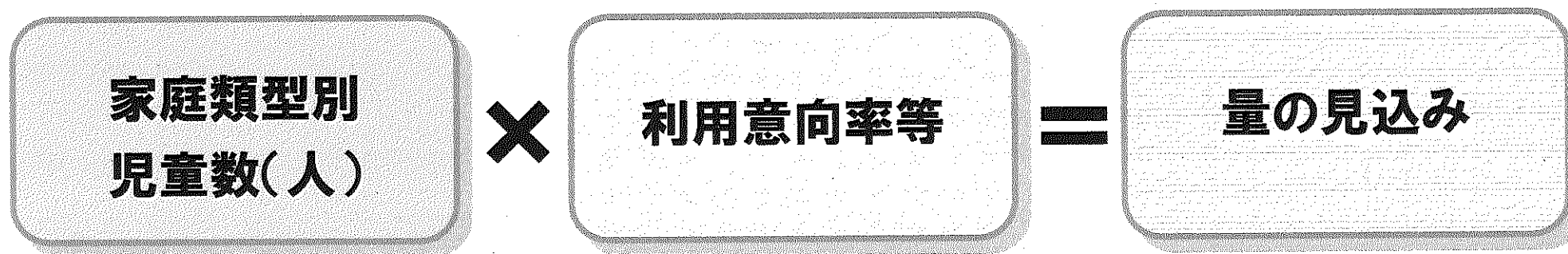
## 量の見込みの標準的な算出方法

作業① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



※ニーズ調査結果から算出

作業② 家庭類型別児童数と利用意向率等をクロスし量の見込みを算出



※ニーズ調査結果から算出

## 第4章 量の見込み案

【資料4】

### 2. 教育・保育（1～3号認定）

		実績				
		平成27年度				
		1号	2号		3号	
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳		
量の見込み（人）	<b>1,585</b>	<b>1,829</b>		<b>397</b>	<b>1,130</b>	
市内居住	1,569	239	1,569	395	1,117	
他市町村	16	2	19	2	13	

		実績				
		平成28年度				
		1号	2号		3号	
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳		
量の見込み（人）	<b>1,584</b>	<b>1,839</b>		<b>399</b>	<b>1,144</b>	
市内居住	1,570	241	1,589	395	1,128	
他市町村	14	0	9	4	16	

		実績				
		平成29年度				
		1号	2号		3号	
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳		
量の見込み（人）	<b>1,498</b>	<b>1,886</b>		<b>412</b>	<b>1,195</b>	
市内居住	1,484	275	1,586	409	1,181	
他市町村	14	0	25	3	14	

		実績				
		平成30年度				
		1号	2号		3号	
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳		
量の見込み（人）	<b>1,462</b>	<b>2,009</b>		<b>439</b>	<b>1,231</b>	
市内居住	1,429	387	1,588	429	1,213	
他市町村	33	8	26	10	18	

		実績（見込み）				
		平成31年度				
		1号	2号		3号	
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳		
量の見込み（人）	<b>1,445</b>	<b>1,936</b>		<b>425</b>	<b>1,269</b>	
市内居住	1,381	343	1,559	420	1,261	
他市町村	64	0	34	5	8	

		見込み			
		令和2年度			
		1号	2号		3号
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳	
量の見込み(人)	<b>1,433</b>	<b>1,869</b>		<b>511</b>	<b>1,354</b>
市内居住	1,433	1,869		511	1,354
他市町村	-	-		-	-

		見込み			
		令和3年度			
		1号	2号		3号
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳	
量の見込み(人)	<b>1,401</b>	<b>1,831</b>		<b>518</b>	<b>1,393</b>
市内居住	1,401	1,831		518	1,393
他市町村	-	-		-	-

		見込み			
		令和4年度			
		1号	2号		3号
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳	
量の見込み(人)	<b>1,369</b>	<b>1,746</b>		<b>526</b>	<b>1,434</b>
市内居住	1,369	1,746		526	1,434
他市町村	-	-		-	-

		見込み			
		令和5年度			
		1号	2号		3号
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳	
量の見込み(人)	<b>1,314</b>	<b>1,673</b>		<b>534</b>	<b>1,474</b>
市内居住	1,314	1,673		534	1,474
他市町村	-	-		-	-

		見込み			
		令和6年度			
		1号	2号		3号
認定こども園	保育所		0歳	1・2歳	
量の見込み(人)	<b>1,264</b>	<b>1,611</b>		<b>543</b>	<b>1,516</b>
市内居住	1,264	1,611		543	1,516
他市町村	-	-		-	-

※量の見込みは3月時点の人数を記載している。ただし、確認を受けない幼稚園については5月1日時点の人数を記載。

※それぞれの見込みについては、国の標準的算出と直近の利用実績の乖離が大きかったため直近の利用実績を踏まえ算出。

※3号認定の見込み数に平成30年度3月の未利用児童数を各年度に盛り込んでいる。

※ニーズ調査の中で無償化を希望する人数から影響する人数を算出し、各年度に盛り込んでいる。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

#### [1] 時間外保育事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
利用量	人	768	647	798	931	1,544

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	人	1,456	1,414	1,359	1,313	1,273

※ニース調査の「日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか」の問の回答を踏まえ見込み数を補正

#### [2] 放課後児童健全育成事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
利用量	人	1,837	1,893	1,857	2,032	2,215

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	人	2,244	2,230	2,233	2,200	2,160

※ニース調査の小学生調査の放課後の過ごし方の回答が放課後児童クラブと回答した結果を踏まえ見込み数を補正

#### [3] 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
利用量	人日	20	1	8	1	12

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	人	30	29	28	27	26

**[ 4 ] 地域子育て支援拠点事業**

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
利用量	人回	17,541	21,874	21,715	22,590	22,060

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	人回	29,864	28,745	27,876	27,147	26,518

※ 国の標準的算出では対象となる家族累計は全ての家族累計となっているが、保育認定該当者は平日の利用はないものとして算出

**[ 5 ] 1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）**

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
利用量	人日	16,556	16,274	37,931	38,222	44,273

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	人日	39,993	39,109	38,043	36,502	35,119

※国の標準的算出と直近の利用実績の乖離が大きかったため、実績を踏まえ算出

**[ 5 ] 2 一時預かり事業（その他）**

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業除く〕）

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	人日	5,805	5,913	4,478	4,512	4,184

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	人日	4,377	4,212	4,083	3,976	3,883

※国の標準的算出と直近の利用実績の乖離が大きかったため、実績を踏まえ算出

## [ 6 ]病児保育事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	人	303	235	199	152	179

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	人	179	174	167	161	156

※国の標準的算出と直近の利用実績の乖離が大きかったため、ニーズ調査の「日常的に子どもをみてもらえる親族がいない」と回答した結果を加味し算出

## [ 7 ]子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	人日	171	194	67	87	63

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	人日	69	69	69	68	67

※ニーズ調査の結果ではニーズがなかったため、利用実績を踏まえ算出



### [ 8 ]利用者支援事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	か所	2	2	2	2	2

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	か所	2	2	2	2	2

※ニーズ調査からではなく実績から見込んでいる

### [ 9 ]妊婦健診事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	人	13,795	13,725	13,778	12,513	12,645

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	人	13,328	12,908	12,614	12,306	12,026

※人口推計から算出するもの

### [ 1 0 ]乳幼児家庭全戸訪問事業、[ 1 1 ]養育支援訪問事業

区分	単位	実績				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (3月までの 見込み)
見込み量	人	932	938	874	778	863

区分	単位	見込み				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	人	952	922	901	879	859

※人口推計から算出するもの